

（第23号議案関連）

中野区行政財産使用料条例新旧対照表

改正案	現行																			
第1条～第8条（略） 附 則（略） 別表（第2条関係） 1 中野区立商工会館（略）	第1条～第8条（略） 附 則（略） 別表（第2条関係） 1 中野区立商工会館（略） 2 中野区消費者センター・中野区環境リサイクル プラザ																			
	<table><tr><th rowspan="2">施設</th><th colspan="3">単位時間</th></tr><tr><th>午前9時 ～正午</th><th>午後1時 ～午後5 時</th><th>午後6時 ～午後1 0時</th></tr><tr><td>第一会 議室</td><td>800円</td><td>1, 00 0円</td><td>1, 00 0円</td></tr><tr><td>第二会 議室</td><td>900円</td><td>1, 20 0円</td><td>1, 20 0円</td></tr><tr><td>和室</td><td>800円</td><td>1, 00 0円</td><td>1, 00 0円</td></tr></table>	施設	単位時間			午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後1 0時	第一会 議室	800円	1, 00 0円	1, 00 0円	第二会 議室	900円	1, 20 0円	1, 20 0円	和室	800円	1, 00 0円	1, 00 0円
施設	単位時間																			
	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後1 0時																	
第一会 議室	800円	1, 00 0円	1, 00 0円																	
第二会 議室	900円	1, 20 0円	1, 20 0円																	
和室	800円	1, 00 0円	1, 00 0円																	
2 中野区立南中野児童館 (略)	3 中野区立南中野児童館 (略)																			
3 中野区立ふれあいの家 (1)・(2)（略）	4 中野区立ふれあいの家 (1)・(2)（略）																			
4 中野区立学童クラブ (略)	5 中野区立学童クラブ (略)																			
5 中野区男女共同参画センター (略)	6 中野区男女共同参画センター (略)																			
6 中野区社会福祉会館 (略)	7 中野区社会福祉会館 (略)																			
7 中野区中部すこやか福祉センター (略)	8 中野区中部すこやか福祉センター (略)																			
8 中野区立高齢者福祉センター (1)～(4)（略）	9 中野区立高齢者福祉センター (1)～(4)（略）																			
9 中野区障害者福祉会館 (略)	10 中野区障害者福祉会館 (略)																			
10 中野区立かみさぎこぶし園 (略)	11 中野区立かみさぎこぶし園 (略)																			
11 中野区立弥生福祉作業所 (略)	12 中野区立弥生福祉作業所 (略)																			

1 2 中野区立教育センター

施設	単位時間	
	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時
研 修 室 二	3 0 0 円	4 0 0 円
研 修 室 三	3 0 0 円	4 0 0 円
研 修 室 四	3 0 0 円	4 0 0 円
視 聴 覚 室	8 0 0 円	1, 0 0 0 円

1 3 中野区立野方図書館

(1)・(2) (略)

1 4 中野区地域生涯学習館

(1)～(4) (略)

1 5 中野区立学校

(略)

1 6 中野区職員研修センター

(略)

附 則

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

1 3 中野区立教育センター

施設	単位時間		
	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 1 0 時
研 修 室 二	3 0 0 円	4 0 0 円	<u>4 0 0 円</u>
研 修 室 三	3 0 0 円	4 0 0 円	<u>4 0 0 円</u>
研 修 室 四	3 0 0 円	4 0 0 円	<u>4 0 0 円</u>
視 聴 覚 室	8 0 0 円	1, 0 0 0 円	<u>1, 0 0 0 円</u>

1 4 中野区立野方図書館

(1)・(2) (略)

1 5 中野区地域生涯学習館

(1)～(4) (略)

1 6 中野区立学校

(略)

1 7 中野区職員研修センター

(略)

※ 中野区消費生活センター条例（平成 2 2 年中野区条例第 3 9 号）附則の規定により、平成 2 3 年 3 月 2 日から「2 中野区消費者センター・中野区環境リサイクル」は「2 中野区環境リサイクルプラザ」に改められる。